

I. 登校・下校

1. 8時15分までに教室に入る。
2. 登下校時は、原則として徒歩または公共交通機関を利用する。
3. 下校時刻は、原則として16時45分とする。部活動をする生徒は、18時15分完全下校とする。

II. 学校生活

[規律]

1. 日課は、別途「日課表」で示す通りとする。
2. 欠席や遅刻の際は、保護者が午前7時30分から午前8時15分までに学校に連絡する。
3. 登校後は、無断で早退や外出をしない。

A. 標準服

1. (1)(2)のどちらかを着用する
(1) 学校指定の標準型学生服、ズボン、夏季の上着は、学校指定の半そで白ポロシャツ。
(2) 学校指定の標準服、スカートまたはスラックス。スカート丈は、ひざをついた時に裾が床につく長さとする。冬服はカッターシャツの上にブレザー。リボンをつけること。必要に応じて、ブレザーの下にカーディガンなどを着てもよい。夏服は学校指定の半そで白ポロシャツ。
2. 衣替えの時期は、各自で判断すること。
*必要に応じて、コートなどの防寒着、手袋、マフラーやタイツの着用を許可する。ただし、タイツ以外の着脱は玄関で行い、校舎内では使用しないこと。

B. 靴

1. 通学靴は、体育の授業で使用することができる運動靴とする。

C. 上履き

1. 上履き、体育館シューズは、学校指定のものとする。

D. 頭髪など

頭髪は、学習の邪魔にならない髪型と長さにする。ヘアピンを使用してもよいが、髪飾り類は使用しない。また、パーマ・そり込み・染髪は禁止する。

E. その他

1. 名札は、学校指定のものを標準服の左胸につける。
2. 装飾品（ミサンガ、ネックレス、ピアス等）は禁止する。
3. カイロはポケット等にしまっておく。また、家に持ち帰り、処分する。

[カバン]

1. カバンは学校指定のものを使用し、加工しない。また、防犯ブザーを取り付ける。
2. 補助バッグを使用してもよい。

[所持品]

1. 学習に必要なでないもの、菓子類などの食べ物、不要な金銭は持ってこない。
2. スマホ・携帯電話・携帯音楽プレーヤー等の通信機器の持込は、原則として禁止する。
3. 学習用一人一台端末（chromebook）は、活用ルールブックに基づき、正しく使用する。

Ⅲ. 校外生活

1. 帰宅時間は次の時間とする。
3月～10月・・・午後6時 10月～2月・・・午後5時
2. アルバイトは原則として禁止する。
3. 携帯電話やインターネットの利用時は法令を守り、特に個人情報には配慮する。

※長崎市中学校生徒指導申し合わせ事項

1. ゲームセンター、ネットカフェ、ボウリング場、カラオケボックス、喫茶店やレストランなどへの生徒だけの出入りは控える。また、生徒同士での集会やパーティーは禁止する。
2. 帰宅時間を超える外出は保護者同伴とする。（保護者同伴であっても、深夜にゲームセンター、カラオケ、ネットカフェ、スポーツ施設等へ立ち入らせることは少年保護育成条例で禁止されています）
3. 保護者同伴以外の外泊は禁止する。

（令和5年9月1日改訂）